

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

亀岡市長 桂川 孝裕

市町村名 (市町村コード)	亀岡市 (26206)
地域名 (地域内農業集落名)	保津町 (上大年、六条口、西垣内、宮ノ前、訳目、今石、山ノ坊、保津ヶ丘)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月18日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・当地区は、主に一級河川淀川水系桂川左岸の農業地帯で、国営農地再編整備事業「亀岡地区」(平成12～23年度)により圃場整備が実施されました。しかし、当時、小規模農家が多かったため地権者が多数いるため、相続や農地売買による担い手への農地集積の際には、課題となっています。また、基盤整備事業実施後、用排水施設等の経年劣化が進んでおり、維持管理も課題となっています。
- ・地区内には、大規模経営体と認定農業者が存在し、亀岡農業振興地域整備計画に定める「農用地区域農地」の概ね半分以上の面積を担っている。その中心は、平成17年に亀岡市保津町地域8集落の農家333戸が参加して設立した「農事組合法人ほづ」で、水稻(主食用米、飼料用米、加工用米、WCS用稲)、豆類(黒大豆、小豆)、ビール大麦、野菜等を栽培しています。今後、高齢化による離農農家の農地をどこまで守れるかが課題となっている。
- ・近年は、鳥獣被害も深刻化しており、営農意欲の低下とその対応策が大きな課題ともなっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・当地区では、集落営農組織や認定農業者等の担い手への集積・集約化が進んでおり、今後も、地域全体で農地を維持・管理する取組を行う。
- ・当地区は水稻を主要作物として、可能な限り営農を継続する。
- ・農作業の効率化を図るため、スマート農業の導入を進める。
- ・農地の有する多面的機能の維持できる農地管理を行う。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	137.62 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	118.95 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

亀岡農業振興地域整備計画に定める「農用地区域農地」

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・拡大意向のある認定農業者・集落営農組織等の担い手に対して農地の集積・集約化を進める。 ・離農意向のある耕作者の農地を隣接する耕作者やその他の担い手への貸付を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・農地の所有者や担い手の意向を踏まえ、農地中間管理事業を活用して、農地の集積・集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
・当地区内は、概ね8割程度の農地で過去に基盤整備事業を実施済だが、今後、経年劣化等による修繕や改修が見込まれることから、国・京都府の施策において合致するものがあれば取組たいと考えるため、関係機関と情報を共有する。 ・残る未整備地についても、現時点では具体的な取り組みの予定はないが、農作業の効率化を図るため、継続して検討を続ける。ただし、住宅周辺の農地の事業実施は困難である。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・可能な限り現在の担い手による耕作継続に努めるとともに、目標地図に位置付けられている担い手の他、今後も多様な経営体が営農ができるよう地域で取組を進めていく。 ・集落営農組織が担い手の中心であることから、オペレーターの育成・確保をはじめ、組織内での経営・営農ノウハウや技術継承等を進める。ただし、構成員の高齢化が課題である。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・現在のところ、農業支援サービス事業者等への農作業委託は行っていないが、今後の担い手の状況により検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ② 特別栽培農産物、環境保全型農業等の取組を関係機関の取組と連携しながら進める。
- ③ スマート農業実証プロジェクトへ実証経営体として参加した「農事組合法人ほづ」を中心に、水稻栽培におけるスマート農業技術・機械の一貫体系の導入による作業支援と省力・増収・高品質化について、地域内で進める。
- ⑦ 多面的機能支払交付金事業の該当農地においては、適切な農地の維持管理を行う。
- ⑨ WCS・飼料用米を栽培し、各畜産農家より堆肥の供給により化学肥料軽減に務める。